

令和2年農業委員会委員候補者評価委員会議事録

1. 開催日時 令和2年5月21日（木）午前10時00分から10時30分
2. 開催場所 西興部村役場2階 第一会議室
3. 出席評価委員
吉田委員長、高橋進副委員長、森田英一委員、小崎委員、吉井委員
（事務局）谷口主事補
4. 欠席委員 なし
5. 会議日程
 - 第1 委員長挨拶
 - 第2 候補者評価委員会副委員長の指名について
 - 第3 農業委員の応募状況について（説明）
 - 第4 農業委員の選定基準について（説明）
 - 第5 農業委員候補者の評価について
6. 会議資料
西興部村農業委員会委員候補者評価委員会 会議次第
西興部村農業委員会委員候補者応募申込書
西興部村農業委員会農業委員候補者一覧表
西興部村農業委員会委員候補者評価委員会設置規程
西興部村農業委員会委員候補者評価委員会設置規程に関する内規
7. 会議録の作成方法 要点記録
8. 会議の概要

(事務局)	ただいまから令和2年農業委員会委員候補者評価委員会を開催いたします。
吉田委員長	第1 委員長 挨拶 本日は大変お忙しい中お集まりを頂きまして誠にありがとう

	<p>御座います。さて、平成27年9月4日の法律改正により、従来の公選制が廃止され、村長が議会の同意を得て任命した農業委員会委員の任期が7月19日をもって3年の任期を終了することから、次期、農業委員会委員に応募のあった7名の候補者の評価について、協議いただき、村長に意見を提出することとなりますので、よろしく願いいたします。それではここから先は、委員会設置規程7条において、委員長が議長を務めることとなっておりますので進めさせていただきます。</p>
吉田委員長	<p>第2 候補者評価委員会副委員長の指名について</p> <p>それでは審議に入る前に会議次第2の「候補者評価委員会副委員長の指名について」ですが評価委員会設置規程6条2項に、副委員長は委員長が指名するとありますので、副委員長に高橋進委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p>
(事務局)	<p>第3 農業委員の応募状況について (説明)</p> <p>お手元に配布しております西興部村農業委員会農業委員候補者一覧表をご覧ください。この一覧表は、同じくお配りしております応募申込書をまとめたものでございます。</p> <p>令和2年4月2日から4月30日で募集したところ、募集期限までに、定員である7名の応募がありました。いずれも立候補での応募であります。</p>
(事務局)	<p>第4 農業委員の選定基準 について (説明)</p> <p>お手元に配布しております西興部村農業委員会委員候補者評価委員会設置規程に関する内規をご覧ください。第1条の目的は適正な評価を行うため、必要な事項を定めるとあり、第2条1項で委員候補者の評価にあたっては、次の別表1に定めるとなっていてその項目や、基準についてはここに記載の通りであり、(別表1を読み上げた)等となっております。又、第2項では農業委員会が農地等の利用の最適化の推進を円滑に行うため留意すべき事項として、別表2のとおりその所管する区域における委員数の均衡を考慮するものとなっております。</p>

	<p>、その地区は（別表2を読み上げた）となっております。</p> <p>ここでお配りしておりますA3版の西興部村農業委員会委員候補者評価委員会評価審査書をご覧ください。今説明いたしました応募者の氏名から評価項目及び基準となる事項等について区分をして個別に記載をしておりますので、この審査書にて評価をして頂きたいと思っております。</p> <p>尚、今回は候補者が定員7名のところ同数の7名で御座います。又、法第8条第4項本則の欠格条項（①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者）に該当する、委員となることが出来ない申込者はいませんでした。よって候補者の内規に基づく評価の審査を行って頂くこととなります。</p>
<p>（事務局）</p>	<p>第5 農業委員候補者の評価 について</p> <p>西興部村農業委員会委員候補者評価委員会評価審査書に記載されている全ての候補者の評価審査に関わる事項（地域農業者からの信頼及び熱意、農業への識見、地域農業への貢献、人格、その他評価すべき事項）を読み上げた。</p> <p>委員全員で1名ごとに評価を行った。</p> <p>ただいま7名の候補者の評価をして頂きましたが、法第8条、委員の任命において、第5項に任命に当たっては、（①認定農業者である個人、②認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人）が委員の過半数を占めるようにしなければならないとあるが、7名中認定農業者が2名、認定農業者である法人の業務を執行する役員が3名で合計5名となり、過半数を満たしているとのことで共有認識を致しました。</p> <p>また、第6項には前項に定めるもののほか、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないとありますが、先ほどの評価の中で1名が利害関係を有しない者と言うことで評価を得ておりますのでこれに関しましても法に沿っていることの共有認識を致しました。</p> <p>さらに、第7項には委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとありますが、年齢については30代か</p>

ら60代まで幅広い構成がなされており、性別について偏りはあるものの、地域性及び現在の状況を考慮すると、今回はやむを得ないとの共有認識を致しました。

最後に農業委員会所管区域についてであります。農業委員会が農地等の利用の最適化の推進を円滑に行うため委員数の均衡を考慮するものとするとして、評価委員会設置規程に関する内規の別表2で7地区7名としているところですが、結果として5地区7名ということではあります。これは均衡を考慮するとする範疇に十分叶っているものと共有認識を致しました。

【結 論】

よって評価の結果、今回立候補のあった候補者7名全員が農業委員に相当であるとの報告書を村長に提出することで全委員が合意した。

【農業委員候補者】 1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番

午前10時30分終了